

証券コード6549

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号

ディーエムソリューションズ株式会社

代表取締役社長 花 矢 卓 司

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.dm-s.co.jp/ir>



（上記ウェブサイトアクセスのうえ、メニューより「株式について」「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ディーエムソリューションズ」又は「コード」に当社証券コード「6549」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目6番3号
吉祥寺 東急REIホテル 3階 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第22期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件（1）

第3号議案 定款一部変更の件（2）

第4号議案 取締役10名選任の件

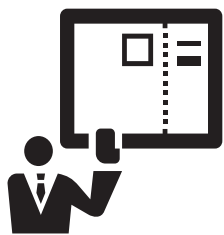
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませ
すようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議
案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、切
手を貼らずにご投函くださ
い。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX株
XX号

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
秘密コード XXXXX
見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

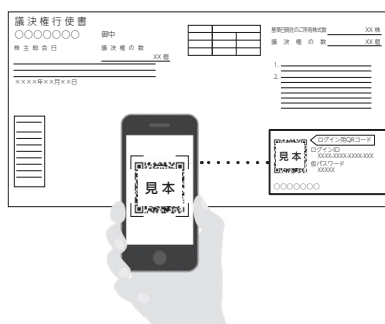
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



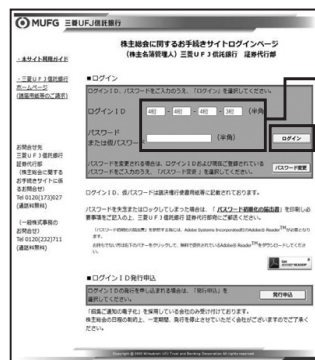
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な雇用情勢や所得環境の改善、インバウンド需要により緩やかな回復基調にあった一方で、中東情勢の緊迫化や世界的な原材料及びエネルギー価格の高騰や物価上昇により、先行きの不透明な状況で推移しました。

このような事業環境の中、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対して、マーケティングの各局面において最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、積極的な人材採用を行い、営業力及び提供サービスの強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は25,560,205千円、営業利益は938,952千円、経常利益は967,882千円、親会社株主に帰属する当期純利益は640,693千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第21期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第22期 (2026年3月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
ダイレクトメール事業	18,610,828千円	88.0%	23,164,949千円	90.6%
インターネット事業	1,174,100	5.5	1,055,864	4.1
アパレル事業	1,371,034	6.5	1,339,391	5.2
合計	21,155,962	100.0	25,560,205	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は260,951千円であります。

その主なものは、ダイレクトメール事業における機械装置の取得(181,368千円)であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に機械装置や子会社株式の取得に係る代金の決済のために長期借入金400,000千円を調達しました。

④ 他の会社の株式の取得

当連結会計年度においては、Performance Technologies株式会社及び株式会社オリジネーターの株式を取得し、連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区 分	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (2024年3月期)	第 21 期 (2025年3月期)	第 22 期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	17,861,521	18,207,330	21,155,962	25,560,205
経 常 利 益(千円)	477,586	575,128	685,724	967,882
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	315,060	402,222	496,106	640,693
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	113.75	145.22	177.71	231.98
総 資 産(千円)	5,602,009	7,142,185	8,189,387	9,775,540
純 資 産(千円)	2,477,850	2,910,050	3,347,617	3,923,006
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	868.37	1,020.42	1,185.97	1,378.39

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (2024年3月期)	第 21 期 (2025年3月期)	第 22 期 (2026年3月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	16,805,682	17,223,033	19,792,198	24,232,262
経 常 利 益(千円)	437,915	510,499	615,878	893,107
当 期 純 利 益(千円)	292,849	367,122	449,510	595,971
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	105.73	132.55	161.01	215.78
総 資 産(千円)	5,572,219	7,067,090	8,036,884	9,467,821
純 資 産(千円)	2,504,506	2,901,607	3,292,578	3,812,643
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	877.99	1,017.40	1,166.18	1,342.25

(3) 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
株式会社ビアトランスポート	100%	衣料等の販売
Performance Technologies 株式会社	95%	PR・広告及びメディア 事業
株式会社オリジネーター	100%	人材紹介

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、下記の内容を重要課題として取り組んでまいります。

① 新サービスの開発

当社グループには、WEBコンサルティング・コンテンツマーケティング・運用型広告・Webサイト制作をすべて自社サービスとしてワンストップで提供できる体制が整っており、サービスの質的差別化によりその競合優位性を保っております。しかしながら、変化や技術革新が著しいインターネット業界において当社グループが持続的な成長を維持するためには、特定のサービスに依存せず、常に付加価値の高い新サービスの開発及び提供が欠かせないものと認識しており、今後につきましては、当社グループが有するサービス開発力・分析力を活かして、SNS関連等競争力の高いサービスを提供し続けるとともに、新サービスを定期的にリリースし、拡販を進めることで収益基盤の強化を図ってまいります。

② 大口顧客の拡大

ダイレクトメール事業においては、当社グループのメールセンター及びロジスティクスセンターが保有する社内設備等との兼ね合いもあり、小ロット（500通から）から中ロット（30,000通まで）での発送業務を中心に事業を展開しており、大口顧客に頼らない事業展開が当社グループの経営を安定させる一要因にもなっております。今後につきましては、持続的な成長を維持するため、従来の販路は維持拡大しつつ、社内設備の増強とあわせ、マーケティング人材の採用による提案営業体制の強化等により、大規模な取引が期待される大口顧客の開拓を行うことで、収益機会の拡大を図ってまいります。

③ フルフィルメントサービスの拡大

ダイレクトメール事業においては、ゆうメール等を中心とした配送物の発送代行業務をサービスの主軸としてまいりましたが、ネット通販市場の拡大を受け、宅配便での配送を行う小口貨物の取扱いが増加しており、引き続き同様の傾向が継続するものと予想されます。当連結会計年度においては、新たに八王子第6フルフィルメントセンターを開業しており、今後も引き続き、受注管理、在庫管理、ピッキング、梱包、発送の一連のプロセスを一手に請け負うフルフィルメントサービスの提供拡大及び宅配便の取扱量を増加させることで、収益機会の拡大を図ってまいります。

④ 輸入仕入商品の物価の上昇

当社の子会社である株式会社ビアトランスポートにおいては、海外より衣料品を輸入し、国内の得意先へ販売しております。昨今の世界情勢の影響を受けて円安傾向や原料高、輸送コストの上昇等により、海外からの輸入商品の価格は上昇基調にあります。今後につきましては、継続的な仕入施策の改善を行うことで物価上昇の影響を抑えるとともに、自社商品の開発等付加価値の高い商品の取り扱いを増やすことで利益を確保しつつ、収益機会の拡大を図ってまいります。

⑤ 優秀な人材の採用及び育成

今後、当社グループが事業をさらに拡大し、成長を続けていくうえで、優秀な人材の確保と、その適正な配置による業務効率の向上がその基盤になるものと認識しております。そのために、幅広い求人機会を活用して、新卒・中途の採用を推し進めていきたいと考えております。加えて、人材育成及び能力向上も重要であると考えており、社内ＯＪＴはもちろんのこと、社外講師による研修や、社外セミナー等も積極的に活用し、人材の育成と能力向上に努めてまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは業務上大量の個人情報を取り扱っており、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の整備を図ってまいりました。当社グループにおいて、情報管理体制の強化は今後も重要な課題であると認識しており、引き続きその強化を図ってまいります。なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑦ 経営管理体制の強化

当社グループは企業価値を高め株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理体制を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化していく方針です。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
ダイレクトメール事業	発送代行業、デザイン、印刷、フルフィルメントサービス
インターネット事業	WEBコンサルティング、メディア運営
アパレル事業	衣料の輸入、販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

拠 点 名	所 在 地
本 社	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市神奈川区金港町六丁目6番
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市中央区天神四丁目6番7号
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号
札 幌 営 業 所	北海道札幌市中央区大通西八丁目2番24号
三 鷹 メ ー ル セ ン タ ー	東京都三鷹市井口一丁目10番12号
八 王 子 第 1 メ ー ル セ ン タ ー	東京都八王子市田町1番5号
八 王 子 第 2 メ ー ル セ ン タ ー	東京都八王子市北野町543番地7
八 王 子 第 3 ロジスティクスセンター	東京都八王子市石川町2969番地16
八 王 子 第 4 フルフィルメントセンター	東京都八王子市宇津木町693番地1
八 王 子 第 5 フルフィルメントセンター	東京都八王子市北野町598番地11
八 王 子 第 6 フルフィルメントセンター	東京都八王子市石川町2969番地19
日 野 フルフィルメントセンター	東京都日野市旭が丘三丁目1番1号
国 立 フルフィルメントセンター	東京都国立市谷保六丁目7番地6
大 阪 メ ー ル セ ン タ ー	大阪府大阪市東淀川区西淡路六丁目4番111号
名 古 屋 メ ー ル セ ン タ ー	愛知県名古屋市港区当知四丁目2304番地2

(注) 2025年6月1日付で八王子第6フルフィルメントセンター、2026年1月5日付で札幌営業所をそれぞれ開業いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 ビ ア ト ラ ン ス ポ ー ツ	本社 (東京都渋谷区)
Performance Technologies株式会社	本社 (東京都港区)
株 式 会 社 オ リ ジ ネ ー タ ー	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
ダイレクトメール事業	238 (307) 名
インターネット事業	42 (10) 名
アパレル事業	17 (6) 名
その他	8 (－) 名
全社 (共通)	50 (5) 名
合計	355 (328) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
324 (322) 名	15名増 (51名増)	35.1歳	6.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が当期中において増加しましたのは、八王子第6フルフィルメントセンター開業をはじめとする業務拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,223,890千円
株式会社三菱UFJ銀行	853,190
株式会社みずほ銀行	142,880
日本生命保険相互会社	44,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,800,000株

(2) 発行済株式の総数 2,851,000株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

(3) 株主数 2,154名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
花 矢 卓 司	919,800 株	33.3%
福 村 寛 敏	578,700	21.0
アセットインクリーズ株式会社	260,000	9.4
中 村 剛	80,100	2.9
ディーエムソリューションズ 社 員 持 株 会	31,000	1.1
岩 崎 康 二	30,000	1.1
株 式 会 社 S B I 証 券	28,518	1.0
松 本 和 久	25,000	0.9
金 子 主 税	24,700	0.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	20,200	0.7

(注) 持株比率は自己株式90,366株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付した新株予約権の状況

イ. 2018年11月9日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 35円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 115,300円 (1株当たり 1,153円)
権利行使期間		2020年7月1日から2028年11月26日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 経常利益が3.5億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%

ただし、上記(a)及び(b)が達成されていない場合においても、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過しているときは、各新株予約権者の行使可能割合は50%として扱うものとする。なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

る。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

□. 2020年5月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数		550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 55,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 65,100円 (1 株当たり 651円)
権利行使期間		2021年7月1日から2030年6月30日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 550個 目的となる株式数 55,000株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、2021年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。

(a) 経常利益が7億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告

書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとする。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

ハ. 2025年3月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数		418個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 41,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 145,800円 (1株当たり 1,458円)
権利行使期間		2029年7月1日から2040年4月22日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 418個 目的となる株式数 41,800株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年3月期から2035年3月期までのいずれかの連続する2事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同様。）に記載された経常利益の合計額が2,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができるものとする。
なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や

当社の業績に多大な影響を及ぼす組織再編行為等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 上記(1)の条件の達成に加えて、新株予約権の割当日から2040年4月22日までの特定の連続する21営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く）において、当該連続する21営業日の各日の当社普通株式の終値の平均（円未満は切り捨てるものとする）が下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）のうち最も高い割合を乗じて算出された数（計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとします。）を上限として本新株予約権を行使することができるものとし、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(c)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。
- (a) 3,526円 /株 以上となった場合：行使可能割合20%
 - (b) 7,052円 /株 以上となった場合：行使可能割合50%
 - (c) 10,578円 /株 以上となった場合：行使可能割合100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数		22個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,546円 (1株当たり 1,546円)
権利行使期間		2029年7月1日から2040年4月22日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 22個
		目的となる株式数 2,200株
		交付者数 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		交付者数 一名

(注) 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年3月期から2035年3月期までのいずれかの連続する2事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同様。）に記載された経常利益の合計額が2,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができるものとする。

なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす組織再編行為等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 上記(1)の条件の達成に加えて、新株予約権の割当日から2040年4月22日までの特定の連続する21営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く）において、当該連続する21営業日の各日の当社普通株式の終値の平均（円未満は切り捨てるものとする）が下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場

合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）のうち最も高い割合を乗じて算出された数（計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとします。）を上限として本新株予約権を行使することができるものとし、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、行使価額の調整を行う場合には、下記(a)から(c)に記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。

- (a) 3,526円 /株 以上となった場合：行使可能割合20%
 - (b) 7,052円 /株 以上となった場合：行使可能割合50%
 - (c) 10,578円 /株 以上となった場合：行使可能割合100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	花 矢 卓 司	
取 締 役 副 社 長	福 村 寛 敏	アセットインクリーズ株式会社 代表取締役 株式会社ビアトランスポート 取 締役 Performance Technologies 株 式会社 取締役 株式会社オリジネーター 取締役
取 締 役	勝 山 純 一	株式会社オリジネーター 代表取 締役
取 締 役	木 村 和 央	Performance Technologies 株 式会社 代表取締役
取 締 役	小 林 剛 司	株式会社ビアトランスポート 代 表取締役
取 締 役	松 藤 悠	松藤悠公認会計士事務所 公認 会計士
常 勤 監 査 役	宮 本 則 昭	
監 査 役	齋 藤 哲 男	株式会社ワークツー代表取締役
監 査 役	高 見 之 雄	西込・高見法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役松藤悠氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役宮本則昭氏、監査役齋藤哲男氏及び監査役高見之雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	
取 締 役 (うち社外取締役)	98,400千円 (2,400)	98,400千円 (2,400)	－ (－)	4 名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	110,400 (14,400)	110,400 (14,400)	－ (－)	7 (4)

(注) 取締役の支給員数は、無報酬の取締役 2 名を除いております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬の種類は基本報酬（固定報酬）及び賞与となっております。

基本報酬は現金報酬とし、職責、貢献度や管掌部門の業績を考慮したうえで、他社水準、当社全体の業績も考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

賞与は現金報酬とし、決算時において通期業績予想数値を上回る親会社株主に帰属する当期純利益が計上された場合にのみ支給を検討することができるものとし、支給する場合においては、その支給総額は親会社株主に帰属する当期純利益の3%を上限とします。但し、上記条件を達成した場合においても、兼任する会社から報酬が支給される場合等、その内容や当社における職責等を踏まえて、総合的な判断により賞与を支給しないことがあります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が当社全体の業務を勘案しつつ各取締役の評価を行うのに適任であることから、取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとします。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監督機能を担う社外取締役の助言を得て決定します。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、委任を受けた代表取締役が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度においては、2025年6月25日開催の取締役会において代表取締役花矢卓司に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定をしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役松藤悠氏は、松藤悠公認会計士事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役齋藤哲男氏は、株式会社ワークツの代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役高見之雄氏は、西込・高見法律事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 松 藤 悠	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、M&A案件の検討に際して担当役員や管理部門に対して適宜助言を行うと共に、監査実務経験者として独立した立場から監査役への助言・指導を実施しました。
監査役 宮 本 則 昭	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会22回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 齋 藤 哲 男	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会22回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 高 見 之 雄	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会22回の全てに出席いたしました。法律専門家としての知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

ご参考 スキル・マトリックス

取締役及び監査役のスキル・マトリックスは、以下の通りです。

役職	氏名	企業経営	営業戦略 マーケティング	財務 会計	人事 人材開発	法務 リスク 管理	ESG
取締役	花矢 卓司	●	●		●	●	
	福村 寛敏	●	●	●			●
	勝山 純一	●	●		●		●
	木村 和央	●	●				
	小林 剛司	●	●				
	松藤 悠			●		●	
監査役	宮本 則昭			●		●	
	齋藤 哲男			●		●	
	高見 之雄				●	●	

(注) 上記一覧表は、各人に特に期待される項目を記載しており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

ふじみ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を制定し、周知・徹底を図る。

(ロ) コンプライアンスを推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。

(ハ) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(ニ) 内部監査担当部署を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(ホ) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たっては内部通報担当部署が適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(ロ) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- (ハ) 内部監査担当部署は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) リスク管理を体系的に規定する「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役会に報告する。
- (ロ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (ハ) 内部監査担当部署は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
- (ロ) 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社で定める「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を当社グループ会社にも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
- (ロ) 当社からグループ会社へ取締役または監査役を派遣することで、グループ・ガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
- (ハ) 当社グループは、グループ会社の経営全般に関して、当社と当社グループ会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、監査役及び内部監査担当部署が連携して業務の適正性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

- (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。
 - (ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
 - (二) 監査役の職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとする。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
 - (ロ) 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
 - (ハ) 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査担当部署が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
 - (二) 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 反社会的勢力の不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営陣以下組織全体が一体となって毅然と対応する。
- ② 反社会的勢力による被害を防止するために、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ③ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による圧力や不当要求は断固として拒絶する。
- ④ 反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と協議し、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 不祥事等を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供や便宜供与は、絶対に行わない。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の業務の適正を確保するための体制は上記基本方針に従い、適切に運用されています。
- ② 代表取締役社長が議長を務めるリスク・コンプライアンス委員会において、個別リスクに加え、情報の管理、環境・安全・健康、反社会的勢力との関係遮断等の様々なリスクの集約・評価が実施されており、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、監査法人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
- ④ 投資を含めた当社の重要事項については、取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ⑤ 監査役監査基準及び内部監査規程の社内規程に基づき、当社監査役及び各内部監査担当により監査や診断等が実施され、また当社の営業成績、財務状況その他の重要な情報は適切に報告されており、業務の適正性は確保されています。
- ⑥ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,749,951	流動負債	4,097,198
現金及び預金	1,631,160	買掛金	2,567,387
受取手形	75,147	1年内返済予定の 長期借入金	547,560
売掛金	3,391,110	未払法人税等	252,104
商 品	366,889	賞与引当金	147,628
貯 蔵 品	52,660	前 受 金	50,215
そ の 他	235,618	そ の 他	532,303
貸倒引当金	△2,635		
固定資産	4,025,588	固定負債	1,755,334
有形固定資産	3,138,546	長期借入金	1,733,720
建 物	909,408	そ の 他	21,614
機械装置及び運搬具	537,110		
工具、器具及び備品	107,642	負債合計	5,852,533
土 地	1,584,384	(純資産の部)	
無形固定資産	445,783	株主資本	3,805,223
の れ ん	352,801	資 本 金	378,425
ソフトウェア	54,332	資本剰余金	304,592
ソフトウェア仮勘定	38,650	利益剰余金	3,244,170
投資その他の資産	441,258	自 己 株 式	△121,963
投資有価証券	25,500	新株予約権	107,181
繰延税金資産	103,491	非支配株主持分	10,602
そ の 他	314,613		
貸倒引当金	△2,346	純資産合計	3,923,006
資産合計	9,775,540	負債純資産合計	9,775,540

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		25,560,205
売上原価		21,587,906
売上総利益		3,972,298
販売費及び一般管理費		3,033,345
営業利益		938,952
営業外収益		
受取利息	2,782	
受取配当金	14	
持分法による投資利益	17,114	
受取手数料	2,304	
助成金収入	928	
為替差益	8,287	
債務勘定整理益	9,926	
その他	8,009	49,367
営業外費用		
支払手数料	549	
支払利息	19,572	
その他	315	20,437
経常利益		967,882
特別損失		
投資有価証券評価損	40,000	
固定資産除却損	3,758	43,758
税金等調整前当期純利益		924,123
法人税、住民税及び事業税	315,073	
法人税等調整額	△31,643	283,429
当期純利益		640,693
親会社株主に帰属する当期純利益		640,693

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	376,677	302,844	2,708,847	△90,270	3,298,097	49,520	－	3,347,617
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額								
新株の発行（新株予 約 権 の 行 使）	1,748	1,748			3,496	△1,190		2,306
剰 余 金 の 配 当			△105,370		△105,370			△105,370
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益			640,693		640,693			640,693
自 己 株 式 の 取 得				△31,693	△31,693			△31,693
株主資本以外の項目 の当連結会計年度変 動 額（純 額）						58,851	10,602	69,453
当連結会計年度変動額 合 計	1,748	1,748	535,322	△31,693	507,125	57,661	10,602	575,389
当連結会計年度末残高	378,425	304,592	3,244,170	△121,963	3,805,223	107,181	10,602	3,923,006

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ビアトランスポート
Performance Technologies株式会社
株式会社オリジネーター

② 連結範囲の変更

- ・ Performance Technologies株式会社 2026年1月31日付で株式を追加取得したため、持分法適用の関連会社から変更し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- ・ 株式会社オリジネーター 2026年2月2日付で全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 JAPANEZA IMPORTS, INC.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 当該非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社の名称 JAPANEZA IMPORTS, INC.
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

- ・ Performance Technologies株式会社 2026年1月31日付の株式追加取得により、持分法を適用した関連会社から連結子会社化したことに伴い、持分法の適用の範囲から除外しております。なお、2026年3月までの損益は連結計算書類において、持分法による投資利益に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～31年
機械装置及び運搬具	3年～12年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。
- ・ のれん 投資効果の発現する期間（10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2024年9月13日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

イ. 契約及び履行義務に関する情報

(a) ダイレクトメール事業

ダイレクトメールの発送代行サービスについては、配送業者へ引き渡した時点で売上計上しております。また、フルフィルメントサービスについては受託内容により、配送業者へ引き渡した時点や都度の作業の完了時点、サービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

(b) インターネット事業

バーティカルメディアサービスにおいては、アフィリエイトによる成果につき広告主が検収を行った時点で、売上を計上しております。デジタルマーケティングサービスにおいては、都度のサービス提供の完了時点やサービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

(c) アパレル事業

商品の販売には、顧客との契約に基づく当該商品の引き渡しが含まれており、商品の引き渡しを履行義務として識別しております。当社グループにおける商品の販売は、国内で行っており、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

ロ. 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社グループが加入している複数事業主制度の企業年金基金制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

- (1) 当事業年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 352,801千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、株式取得による企業結合により当連結会計年度末に、のれん352,801千円を計上しております。

のれんの評価については、取得した会社ごとに取得時の事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算出し、その実現可能性を確認すること等により、減損の要否を判断しております。当連結会計年度において、各社の株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損しておらず、当連結会計年度における減損の兆候はないと判断しております。

取得時の事業計画は、経営環境の著しい変化等により影響を受ける可能性があり、実際の業績が事業計画と比べて大きく下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物	767,509千円
土地	1,584,384千円
計	2,351,893千円

- ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	371,796千円
長期借入金	1,516,394千円
計	1,888,190千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,297,997千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,851,000株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 220,100株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年 6月25日 定時株主総会	普通株式	63,961千円	23円	2025年 3月31日	2025年 6月26日
2025年 8月8日 取締役会	普通株式	41,409千円	15円	2025年 9月30日	2025年 12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年 6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,973千円	21円	2026年 3月31日	2026年 6月26日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、主に短期的な預金等で運用しております。また、運転資金は主に自己資金によっており、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行取引）を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務について、支払手形による支払は行っておりません。買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務及び借入金は流動性リスクに

晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性の維持などにより、当該リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金	2,281,280	2,245,952	△35,327

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長 期 借 入 金	－	2,245,952	－	2,245,952

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	ダイレクトメール事業	インターネット事業	アパレル事業	計
ダイレクトメール	19,753,171	－	－	19,753,171
フルフィルメントサービス	3,411,777	－	－	3,411,777
バーティカルメディアサービス	－	340,809	－	340,809
デジタルマーケティングサービス	－	715,054	－	715,054
アパレル輸入販売	－	－	1,339,391	1,339,391
顧客との契約から生じる収益	23,164,949	1,055,864	1,339,391	25,560,205
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	23,164,949	1,055,864	1,339,391	25,560,205

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	75,147 千円
売掛金	3,391,110
契約負債	
前受金	50,215

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の金額は48,473千円です。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,378円39銭 |
| (2) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 | 231円98銭 |

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,709,254	流 動 負 債	3,912,443
現金及び預金	1,103,168	買掛金	2,488,456
受取手形	75,147	1年内返済予定の長期借入金	543,240
売掛金	3,234,820	未払金	140,402
商品	103,202	未払費用	203,077
貯蔵品	51,984	未払法人税等	218,020
前渡金	71,837	賞与引当金	136,190
前払費用	69,395	前受金	47,141
その他	984	預り金	18,375
貸倒引当金	△1,285	その他	117,540
固 定 資 産	4,758,566	固 定 負 債	1,742,734
有形固定資産	3,118,132	長期借入金	1,721,120
建物	901,446	その他	21,614
機械及び装置	534,724		
車両運搬具	2,385	負 債 合 計	5,655,178
工具、器具及び備品	95,190		
土地	1,584,384	(純資産の部)	
無形固定資産	75,913	株 主 資 本	3,705,462
ソフトウェア	37,263	資本金	378,425
ソフトウェア仮勘定	38,650	資本剰余金	304,592
投資その他の資産	1,564,521	資本準備金	304,592
投資有価証券	25,500	利 益 剰 余 金	3,144,409
関係会社株式	845,095	その他利益剰余金	3,144,409
出資金	190	繰越利益剰余金	3,144,409
関係会社長期貸付金	350,214	自 己 株 式	△121,963
破産更生債権等	2,346	新 株 予 約 権	107,181
長期前払費用	1,247	純 資 産 合 計	3,812,643
繰延税金資産	94,275		
敷金及び保証金	244,180	負 債 純 資 産 合 計	9,467,821
その他	3,818		
貸倒引当金	△2,346		
資 産 合 計	9,467,821		

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		24,232,262
売 上 原 価		20,588,204
売 上 総 利 益		3,644,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,753,064
営 業 利 益		890,993
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,829	
受 取 手 数 料	2,304	
助 成 金 収 入	928	
債 務 勘 定 整 理 益	9,926	
そ の 他	4,967	20,956
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,014	
支 払 手 数 料	549	
そ の 他	278	18,842
経 常 利 益		893,107
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40,000	
固 定 資 産 除 却 損	2,077	42,077
税 引 前 当 期 純 利 益		851,029
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	284,553	
法 人 税 等 調 整 額	△29,495	255,058
当 期 純 利 益		595,971

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
				繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	376,677	302,844	302,844	2,653,808	2,653,808	△90,270	3,243,058	49,520	3,292,578
当 期 変 動 額									
新株の発行（新 株 予 約 権 の 行 使）	1,748	1,748	1,748				3,496	△1,190	2,306
剰余金の配当				△105,370	△105,370		△105,370		△105,370
当 期 純 利 益				595,971	595,971		595,971		595,971
自己株式の取得						△31,693	△31,693		△31,693
株主資本以外の 項目の当期変動 額（ 純 額 ）								58,851	58,851
当期変動額合計	1,748	1,748	1,748	490,600	490,600	△31,693	462,403	57,661	520,064
当 期 末 残 高	378,425	304,592	304,592	3,144,409	3,144,409	△121,963	3,705,462	107,181	3,812,643

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 関係会社株式 移動平均法による原価法

(b) その他有価証券
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～31年
機械及び装置	3年～12年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2024年9月13日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2024年9月13日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

① 契約及び履行義務に関する情報

(a) ダイレクトメール事業

ダイレクトメールの発送代行サービスについては、配送業者へ引き渡した時点で売上計上しております。また、フルフィルメントサービスについては受託内容により、配送業者へ引き渡した時点や都度の作業の完了時点、サービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

(b) インターネット事業

バーティカルメディアサービスにおいては、アフィリエイトによる成果につき広告主が検収を行った時点で、売上を計上しております。デジタルマーケティングサービスにおいては、都度のサービス提供の完了時点やサービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

② 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 845,095千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価に関して、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

取得原価には、株式取得時の事業計画等に基づく超過収益力を反映しております

す。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により買収時における超過収益力が毀損している場合、当該株式を減額する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	767,509千円
土地	1,584,384千円
計	2,351,893千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	371,796千円
長期借入金	1,516,394千円
計	1,888,190千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,280,871千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	23,767千円
② 短期金銭債務	395千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	285,238千円
営業取引以外の取引による取引高	1,530千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式

90,366株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金

1,135千円

賞与引当金

42,295千円

未払事業税

16,959千円

地代家賃否認

13,866千円

資産除去債務

9,077千円

減損損失

29千円

その他

10,911千円

繰延税金資産合計

94,275千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ビアトランスポート	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注)	442	関係会社 長期貸付金	170,000
子会社	株式会社 オリジネーター	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注)	304	関係会社 長期貸付金	140,000

(注) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

1,342円25銭

(2) 1株当たりの当期純利益

215円78銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月16日

ディーエムソリューションズ株式会社

取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	渡 辺	篤
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	村 田	俊 祐
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ディーエムソリューションズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディーエムソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月16日

ディーエムソリューションズ株式会社
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士 渡 辺 篤
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 村 田 俊 祐
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーエムソリューションズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

ディーエムソリューションズ株式会社 監査役会
常勤社外監査役 宮 本 則 昭 印
社 外 監 査 役 齋 藤 哲 男 印
社 外 監 査 役 高 見 之 雄 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円 総額は57,973,314円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的）	（目的）
第2条 （条文省略）	第2条 （現行どおり）
1.～19. （条文省略）	1.～19. （現行どおり）
（新設）	<u>20.</u> <u>トレーディングカード等のカードゲーム用品（中古品を含む。）の売買及びプラットフォーム事業</u>
（新設）	<u>21.</u> <u>飲食店の経営、企画、運営及び管理</u>
（新設）	<u>22.</u> <u>キャラクター及びタレントを使用したマーケティング活動全般</u>
（新設）	<u>23.</u> <u>キャラクター及びタレントに関する商品の企画、開発、製作並びに販売</u>
（新設）	<u>24.</u> <u>知的財産権の取得、販売及び使用許諾並びにその管理運用</u>
<u>20.</u> （条文省略）	<u>25.</u> （現行どおり）

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

激しく変化する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、現行定款第19条（員数）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（員数） 第19条 当会社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。	（員数） 第19条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	はなや たくじ 花矢 卓司 (1973年8月24日)	1995年4月 株式会社日栄（現 株式会社日本保証）入社 1999年9月 株式会社セプテーニ入社 2004年9月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2019年3月 センターリース株式会社代表取締役就任	919,800株
【取締役候補者とした理由】 花矢卓司氏は、当社創業以来代表取締役として経営の指揮を執り、当社グループの成長に貢献してきました。当社グループの事業全般に関する豊富な知見を有しており、今後においても当社グループの成長のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	ふくむら ひろとし 福村 寛敏 (1971年5月23日)	1989年4月 株式会社新興電気システム入社 2001年4月 株式会社オーバルネットワーク入社 2004年9月 当社設立 取締役就任 2010年9月 当社取締役副社長就任(現任) 2013年9月 アセットインクリーズ株式会社代表取締役就任(現任) 2021年2月 Performance Technologies株式会社取締役就任 2021年4月 株式会社ビアトランスポート取締役就任(現任) 2026年1月 Performance Technologies 株式会社取締役就任（現任） 2026年2月 株式会社オリジネーター取締役就任（現任）	578,700株
【取締役候補者とした理由】 福村寛敏氏は、当社の共同創業者として経営の指揮を執り、当社グループの成長に貢献してきました。当社グループの事業全般に関する豊富な知見を有しており、今後においても当社グループの成長のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	かつやま じゅんいち 勝山 純一 (1978年10月7日)	2002年 4 月 株式会社セプテーニ入社 2004年11月 当社入社 2007年 4 月 当社ダイレクトメール事業 部営業部長就任 2012年 4 月 当社取締役ダイレクトメー ル事業部長就任 2021年 4 月 当社取締役就任（現任） 2026年 2 月 株式会社オリジネーター代 表取締役就任（現任）	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 勝山純一氏は、当社の事業全般に精通し、営業戦略やマーケティングに関する豊富な知見を活かして全社的に貢献しているとともに、株式会社オリジネーターの代表取締役として、同社の成長をけん引しており、今後においても当社グループの成長のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	きむら わおう 木村 和央 (1972年9月8日)	1997年 1 月 有限会社フーラエンタープ ライズ入社 2004年 3 月 ローズコモディティ株式会 社入社 2006年 9 月 株式会社WCL入社 2007年 6 月 株式会社ネクストワーク 入社 2008年 6 月 当社入社 2014年10月 当社インターネット事業部 メディアマーケティング部 長就任 2017年 6 月 当社取締役バーティカルメ ディア事業部長 2021年 2 月 Performance Technologies株式会 社代表取締役就任(現任) 2021年 4 月 当社取締役インターネット 事業部長 2023年 4 月 当社取締役就任（現任）	一株
	【取締役候補者とした理由】 木村和央氏は、当社のグループ会社であるPerformance Technologies株式会社の代表取締役として、同社の成長をけん引しており、今後においても当社グループの成長のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	こばやし つよし 小林 剛司 (1973年 8月25日)	1997年 4 月 株式会社三菱電機ビジネス システム (現 三菱電機ITソ リューションズ株式会社) 入社 2005年 2 月 当社入社 2008年 4 月 当社インターネット事業部 長就任 2011年 4 月 当社取締役インターネット 事業部長就任 2017年 6 月 当社取締役デジタルマーケ ティング事業部長就任 2021年 4 月 当社取締役就任 (現任) 2021年 4 月 株式会社ビアトランスポー ツ代表取締役就任 (現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 小林剛司氏は、当社のグループ会社である株式会社ビアトランスポートの 代表取締役として、同社の成長をけん引しており、今後においても当社グ ループの成長のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者 といたしました。			
6	よしだ しんいちろう 吉田 慎一郎 (1975年 8月23日)	2006年 8 月 当社入社 2009年 4 月 当社ダイレクトメール事業 部業務管理部長就任 2012年 4 月 当社経理財務室長就任 2016年11月 当社執行役員管理部長就任 2021年 4 月 株式会社ビアトランスポー ツ監査役就任 (現任) 2025年 4 月 当社執行役員管理本部長就 任 (現任) 2026年 1 月 Performance Technologies 株 式 会社監査役就任 (現任) 2026年 2 月 株式会社オリジネーター監 査役就任 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 吉田慎一郎氏は、当社の管理業務全般に精通し、当社の内部管理、IR等の 責任者としての役割を担ってまいりました。今後においてもガバナンス体 制の更なる充実や持続的な企業価値向上のために必要不可欠であることか ら、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
7	まつ お けん じ 松尾 賢治 (1984年2月9日)	2006年 3 月 当社入社 2012年 4 月 当社ダイレクトメール事業 部営業部長就任 2018年 4 月 当社パフォーマンスマーケ ティング室長就任 2019年 4 月 当社執行役員東日本事業部 長就任 2021年 4 月 当社執行役員東日本ダイレ クトメール事業部長就任 (現任)	2,700株
【取締役候補者とした理由】 松尾賢治氏は、当社のダイレクトメール事業に精通し、営業戦略やマーケティングに関する豊富な知見を活かして同事業の成長をけん引しており、今後においても当社グループの成長のために必要不可欠であることから、取締役候補者いたしました。			
8	やまもと よしひろ 山本 芳裕 (1984年6月13日)	2008年 7 月 当社入社 2014年 4 月 当社大阪営業所長就任 2019年 4 月 当社執行役員西日本事業部 長就任 2021年 4 月 当社執行役員西日本ダイレ クトメール事業部長就任 (現任)	400株
【取締役候補者とした理由】 山本芳裕氏は、当社のダイレクトメール事業に精通し、営業戦略やマーケティングに関する豊富な知見を活かして同事業の成長をけん引しており、今後においても当社グループの成長のために必要不可欠であることから、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
9	柴田 幹雄 (1971年11月5日)	1995年 4 月 株式会社リイド社入社 2018年10月 株式会社旭プロダクション 入社 執行役員マーケティング部 長就任 2026年 6 月 当社入社 IP事業室統括部長就任（現 任）	一株
【取締役候補者とした理由】 柴田 幹雄氏は、当社が今後注力していきたいと考えるキャラクターやコンテンツに 関連したIPビジネスに深い知見を有しており、当該知見を当社の経営に反映してい ただくことを期待したためであります。			
10	松藤 悠 (1980年 1 月22日)	2002年 4 月 朝日監査法人(現有限責任あ ずさ監査法人)入所 2013年10月 松藤悠公認会計士事務所開 設(現任) 2017年 6 月 当社社外取締役就任(現任) 2017年11月 株式会社スーパーリージョ ナル監査役就任（現任） 2018年 6 月 和泉監査法人パートナー就 任（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 松藤 悠氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き 当該知見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。なお、 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はあ りませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できる ものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松藤 悠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松藤 悠氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は、松藤 悠氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、松藤 悠氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。
6. 当社は、松藤 悠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

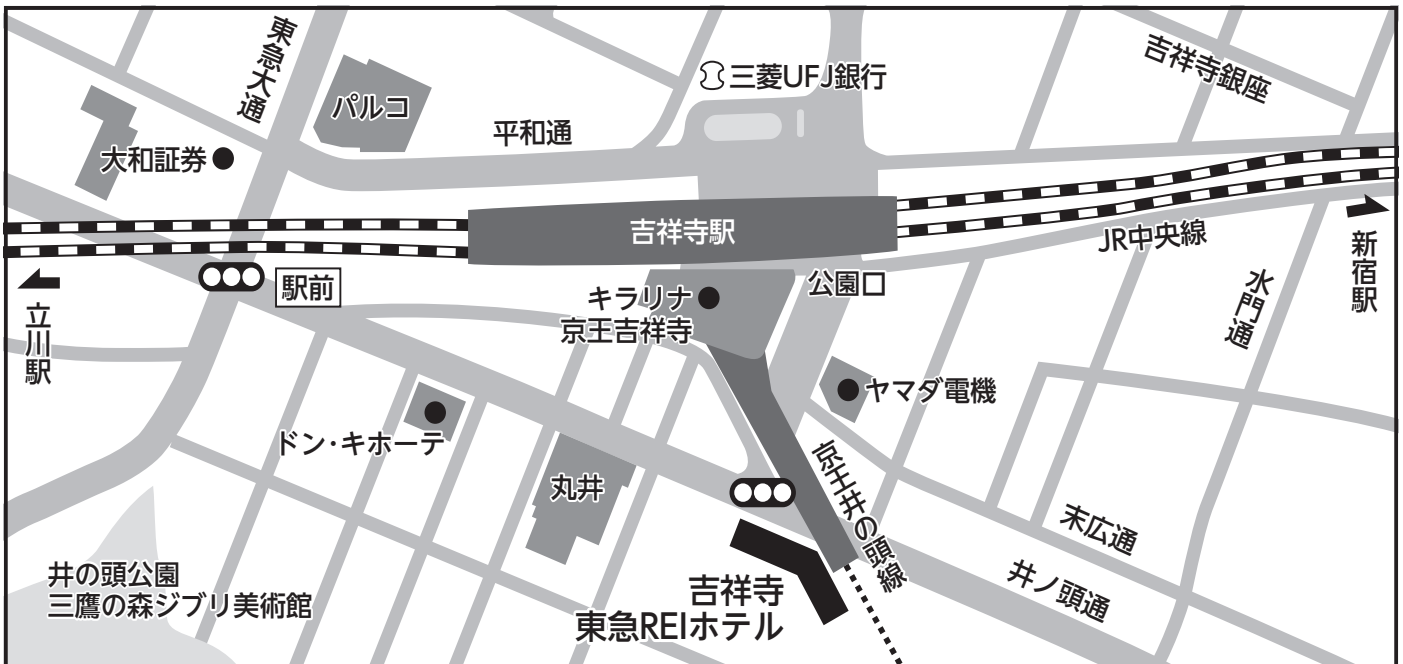
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目6番3号

吉祥寺 東急REIホテル 3階

TEL 0422-47-0985



交通 JR 吉祥寺駅
京王井の頭線吉祥寺駅

公園口より 徒歩約2分
公園口より 徒歩約2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。